

京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日、平成23年5月23日、平成28年3月25日、
令和2年3月31日、令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この実施要領は、京都市都市計画局工事用機材検査要領に定める工事現場以外の場所で行う工事に使用する機器及び材料の検査について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、京都市都市計画局建築請負工事監督・検査要綱において使用する用語の例による。

(対象範囲)

第3条 工場等派遣中間検査の対象は、原則として、建築、電気設備及び機械設備の工種ごとに別表に掲げる機材とする。

2 総括監督員は、前項の機材のうち、その必要がないと認めるときは工場等派遣中間検査を省略することができる。ただし、受注者から試験成績表を提出させなければならない。

3 総括監督員は、新製品及び特殊製品等で品質確保のために機材の製造所における試験を伴う検査が必要と認めるときは、第1項によらず、対象とすることができます。

(検査項目等)

第4条 工場等派遣中間検査の試験項目は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準仕様書」、「電気設備工事標準仕様書」及び「機械設備工事標準仕様書」中の「試験」によるものとする。

(派遣職員)

第5条 工場等派遣中間検査に派遣する職員は、監督員2名とする。ただし、他の職員が派遣される場合は、監督員のうち1名を派遣しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず工事監理業務を委託している工事で、委託監督員が工場等派遣中間検査を行う場合は、本市監督員を派遣しないことができる。

(実施手続)

第6条 工事担当課の長は、工場等派遣中間検査実施予定日の前月の15日までに、工場等派遣中間検査実施計画書（第1号様式）と工場等派遣中間検査実施予定理由書（第2号様式）を部又は室の庶務担当課の長に提出する。

2 工事担当課の長は、検査日の2週間前までに工場等派遣中間検査実施予定連絡票（第3号様式）を部又は室の庶務担当課の長に提出するものとする。

(報告)

第7条 工場等派遣中間検査の実施後、監督員は工事担当課の長に文書で報告する。

2 報告書には、試験成績書及び検査立会状況の写真等を含む検査関係資料を添付するものとす

る。

附 則

この要領は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月29日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成15年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に契約した工事から適用する。

附 則（平成23年5月23日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領の規定は、平成23年4月1日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成28年3月25日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に契約した工事から適用する。

附 則（令和2年3月31日決定）

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に契約した工事から適用する。

附 則（令和6年4月1日決定）

（施行期日）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に契約した工事から適用する。

別表（第3条関係）

工場等派遣中間検査対象機材

工場等派遣中間検査は、JIS、JAS及びBL等の規格品を除き、下表の対象機材について実施する。なお、電気設備工事及び機械設備工事の対象機材は、下表に記載されている機材の中で動作試験を必要とする特注品のみとする。

建築工事

機材名	仕様等
コンクリート製品	PC製品（スラブ・外壁）で構造躯体に使用されているもの。
鉄骨	SRC造、S造(概ね100m ² 以上又はスパンが概ね10m以上の架構)及び特殊な構造工法によるもの。(原寸・仮組・製品)
石	意匠的に重要なもの。
金属製品	庇、アーチボルト、装飾金物等で意匠的に重要なもの。
住宅部品	ユニットバス及び内装パネル（戸数が概ね30以上）

電気設備工事

機材名	仕様等
受変電装置	高圧以上の受電
盤類	主幹開閉器容量100AF以上
自家発電装置	200KVA以上
静止型電源装置	200AH以上
昇降機	エレベータ及びエスカレータ
駐車場管制装置	管制盤、発券機、積算機等
中央監視制御装置	監視操作装置、信号処理装置等

機械設備工事

機材名	仕様等
ボイラ・温水発生機	加熱能力580KW以上（約500,000Kcal/H以上）
冷凍機・冷温水発生機	冷凍能力350KW以上（約100USRT以上）
冷却塔	冷却能力100RT以上
送風機	電動機出力11KW以上
空調機・全熱交換機	電動機出力11KW以上
ポンプ類	電動機出力15KW以上
加圧給水装置	電動機出力5.5KW以上
制御盤	中央監視兼用型

第1号様式（第6条第1項関係）

工場等派遣中間検査実施計画書

樣

課長

課長	係長	係員

年月分

第2号様式（第6条第1項関係）

工場等派遣中間検査実施予定理由書

課 係

1 番号

2 工事名

3 受注者

4 工期

5 請負代金額

6 日程

7 行先

8 派遣職員

9 検査対象

10 工場等派遣中間検査実施要領により派遣する理由

該当する□にはレ印を記入してください

実施要領の別表に記載の機材に該当するため。

実施要領第3条第3項による。（この場合は、具体的な理由を記載する。）
(理由)

11 備考

第3号様式（第6条第2項関係）

工場等派遣中間検査実施予定連絡票

派遣職員	所 属		
	補 職 名		
	職 名		
	氏 名		
日 程	月 日から	月 日まで	日間
行 先 (検査場所)			
用 務 (検査対象)			
契 約 番 号			
契 約 年 月 日	年 月 日		
請 負 代 金 額			
工 事 名			
工 期			
受 注 者	住 所 名 称 代表者名 T E L ()		
所 属	課 長	係 長	係 員
(各部工事担当課)			
(各部庶務担当課)			